

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和5年12月26日から令和6年1月25日まで、「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を行いましたところ、733件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の概要及び法務省の考え方を、別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、取りまとめの都合上、適宜整理させていただいております。

おって、この意見募集に係る省令案は、頂いた御意見等を踏まえて、「商業登記規則等の一部を改正する省令」として、令和6年4月16日（火）に公布されましたので、お知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	改正に賛成します。起業される方が、代表者住所がオープンになってしまうことで、起業に対して二の足を踏んでしまう例があると聞きます。この改正により、法人登記の代表取締役の住所を原則非公開とすることで、起業へのハードルが下がることを望みます。	本改正への賛同意見として承ります。
2	代表が住所非公開を選択できること、賛成です。代表個人のプライバシーや安全保護に加え、本来的には事業活動と何の関係もない代表個人の引越しもともなって会社が行うべき手続きも簡略化されるため、生産性向上の意味合いもあると考えています。	本改正への賛同意見として承ります。 なお、代表取締役等住所非表示措置を講じた場合であっても、代表取締役等について住所変更があった場合には、その旨登記申請する必要があります。
3	代表取締役等住所非表示措置の申し出は、登記申請時だけでなく、いつでもできるようにすべきである。	いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。
4	不動産登記法23条の事前通知制度に似た制度を作るべきだと考えます。 代表者住所非開示の申請がされた場合には、法務局より本店所在地に配達証明郵便を送り、それに会社の実印を押印して返送しないと登記が完了せず、一定の期間返送がない場合には却下とする、という運用が適していると考えます。 住所非開示は登録免許税を別に課し、配達証明郵便代金はそこから出すべきだと思います。	御提案いただいた運用については、迅速な登記が阻害されるおそれがあるため、原案のとおりとさせていただきます。
5	非上場会社において、資格者代理人が関与した（代理人として登記申請する）場合に、イロハのすべての書面を要求するが、資格者代理人が関与しない場合には口の書面しか要求しないという意味であれば、資格者代理人が関与した場合だけ確認が厳重になるのは明らかに不均衡であり制度趣旨にも反する。 本来、資格者代理人が関与した場合は第三者的な担保がなされるため、確認方法をむしろ簡素化するべきであるし、本店の実在性などは資格者代理人の関与の有無にかかわらず確認をするべきである（賃貸借契約書及び家賃の支払い等を証明する書面を求める）というのが論理的である。 これに対し、資格者代理人の関与を必須とする（常にイロハの書面を要求する）という条文の読み方であれば（文理的にはそのように読むとは思えないが）、本人申請による方法を資格者代理人が関与する場合よりも厳重にすることで、定めるべきである。	資格者代理人が関与しない場合であっても、本店の実在性及び実質的支配者を証する書面の添付は必要となります。なお、申出者の負担軽減のため、当該登記の申請が資格者代理人によってされた場合には、当該資格者代理人による証明書で足りるとしています。
6	過去の住所地（閉鎖登記簿含む）についても、そこから現在の住所地を推認されるリスクがあるため、これらがどこまで非開示の対象となるのかを明らかにするべきである。	代表取締役等住所非表示措置の対象は、併せて申請される登記において記録される住所に限られません。
7	実態として、代表者住所に変更があった際、代表者が変更登記をせず、代表者住所に代表者がいないケースも見られる。年1回あるいは、取締役の再任登記のタイミングで住民票などの本人確認証明書の提出を義務付けが必要だと考える。	今後の参考とさせていただきます。
8	法人の代表者住所を登記簿上で非表示にした場合、法人の代表者に対して責任を問うことが難しくなると考えられる。弁護士を立てた裁判であれば23条照会など利用可能と考えられるが、本人訴訟、または裁判以外の手段(報道による批判など)を想定した場合に問題解決ができないことは適切ではない。正当な理由があれば代表者の住所氏名を取得できる制度を、規定上担保すべきと考える。 一方で、正当な理由をもたない特定法人代表者への攻撃手段として代表者住所の取得が目論まれる可能性は十分に考えられ、何らかの土業、もしくは有資格者が個別に審査する必要があると考えられる。	本改正は、代表取締役等の住所の役割とプライバシーの保護のバランスを図ったものです。なお、代表取締役等住所非表示措置を講じた場合であっても、住所が記載された書面を閲覧することについて法律上の利害関係を有する者については、登記簿の附属書類の利害関係を有する部分として閲覧をすることにより代表取締役等の住所の確認が可能です。

9	住所非表示措置をした場合、現在、登記がどのようになっているか確認できるよう、会社の印鑑証明書に、代表取締役の住所が記載されるようにすべきである。	仮に実現する場合には、大規模なシステム改修が想定されますが、今後の参考とさせていただきます。
10	犯罪収益移転防止法の本人確認の関係があるため、特に土業の特定事業者は閲覧できるようにしてほしい。	土業のみ無条件に閲覧可能とするようなことは困難と考えますが、今後の参考とさせていただきます。
11	代表者住所は、企業の属性を把握する上で必須の情報であり、詐欺的な人物等が関与する企業との取引を排除するために必要である。 改正の趣旨は理解しているため、銀行業など特定の業種の企業に限り、代表者住所が閲覧可能なIDを交付いただきたいと考える。	特定の業種の企業に限り無条件に閲覧可能とするようなことは困難と考えますが、今後の参考とさせていただきます。
12	登記事項証明書および登記情報提供サービスにおいて、株式会社の現在の代表者に加えて、株式会社の過去の代表者、株式会社以外の法人の過去及び現在の代表者についても、住所非表示措置の対象に含めることを検討すべきである。	対象の拡大については、いただいた御意見を踏まえ、施行状況も勘案しながら、引き続き検討してまいります。
13	本改正案に反対する。 消費者保護の観点から、今回の改正により、消費者被害発生時に被害からの回復にかかる時間や手間が増えてしまうことが懸念される。 代表者住所の開示請求を法律職を通じて行うというのは、消費者からすれば、手間や金銭的負担が増えてしまう。 法律職からすれば、これが既得権益となり、安定した収入が望めるが、代表者住所の開示のために法律職や法務局職員の手間が取られるとすれば、それは無駄な業務に時間がかかることとなり、インペーションの阻害要因となる。	本改正は、代表取締役等の住所の役割とプライバシーの保護のバランスを図ったものです。なお、代表取締役等住所非表示措置を講じた場合であっても、住所が記載された書面を閲覧することについて法律上の利害関係を有する者については、登記簿の附属書類の利害関係を有する部分として閲覧することにより代表取締役等の住所の確認が可能であり、法律職に限って公開されるものではありません。
14	住所非表示措置について、登記官が適当と認めるときに講じられることとされていますが、どのような場合に「適当」と判断し、どのような場合に「不適当」と判断するのかの判断基準を明示してください。 判断基準が明示されない場合の、登記官による恣意的な運用が懸念されます。	必要な書面が添付されるなど、規定された要件を満たしているかの観点から判断することを想定しており、登記官による恣意的な運用は想定されません。
15	非上場の株式会社について、実質的支配者に関する書面を提出させることとしている理由は何か。	消費者被害対策として、会社の実質的支配者が本来の行為者である場合において、被害者等がその責任を追及することを可能とするためです。なお、代表取締役等住所非表示措置の申出に当たって添付された実質的支配者を証する書面等については、当該書面を閲覧することについて法律上の利害関係を有する者は、利害関係を有する部分を登記簿の附属書類として閲覧することが可能です。
16	代表取締役等住所非表示措置を行った株式会社（以下「非表示措置会社」という。）が、自社の登記事項証明書等の交付請求をした場合には、その選択により代表取締役等の住所の記載がされた登記事項証明書等が交付される取り扱いとすべきである。	いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。
17	本改正案のもとでは、非表示措置会社が解散・清算する場合、代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出をせずに、当該会社の登記記録が閉鎖されるケースも想定される。実務においては、清算終了後に財産が発見された等の理由から、清算手続をやり直さなければならないこともあり、この場合に、当該措置が講じられたままであると、清算手続のやり直し等に支障をきたしかねない。	御指摘を踏まえ、第31条の3第4項に第3号を加え、修正を行いました。

18	<p>少なくとも、当該規則の公布から相当の周知期間を設けたうえで施行すべきである。</p> <p>本改正案は、司法書士のみならず、不動産取引における不動産業者や金融機関等や、消費者被害救済等の裁判実務にも多大な影響を及ぼすところ、それらの関係者に対する周知をするための期間として、施行日は尚早といわざるを得ない。</p> <p>附属書類の閲覧以外の方法によって代表取締役等の住所の記載がされた登記記録の情報を入手することができる制度を別途検討すべきであることを踏まえれば、当該検討に要する期間からしても、施行日は尚早といわざるを得ない。</p> <p>我が国の上場会社をはじめとする会社の多くが、いわゆる3月決算・6月総会開催であり、現在の施行日では代表取締役等住所非表示措置に係る制度理解や導入検討すらままならない状況に陥り、現場での混乱が予想されるため、妥当ではない。</p>	御指摘を踏まえ、施行日を令和6年10月1日としました。
19	法制審議会の検討結果を無視しており、本省令案に反対である。	本改正は法制審議会における検討内容等も踏まえ、代表取締役等の住所の役割とプライバシーの保護のバランスを図ったものです。
20	昨今、苦情その他意見を伝える手段として最終手段として代表者に対して行うことがある。裁判など法的手段を講じる以前に、代表者の自宅住所に抗議文を送る事で裁判などにならずに済む場合がある。また、自宅前で抗議街宣をすることが制限されるので、国民の表現の自由の妨げになる。むしろ24時間365日いつでも登記情報を閲覧する方が公共の利益になる。	現在、代表取締役等の住所情報については、事実上様々な利用がされているものと承知していますが、本改正は、代表取締役等の住所の役割とプライバシーの保護のバランスを図ったものです。
21	世界の潮流と完全に逆行している。むしろ、先進国ではAML/CFTの観点から実質支配者（UBO:要は直接・間接の支配株主）すら登記所で開示することを義務付けており（米国ではFinCENに届出必要だが一般の閲覧は不可）、UBOの義務的開示/届出がないのはG7で日本、カナダだけ。	今回の改正案では、上場会社を除き、代表取締役等住所非表示措置を講ずることの申出に当たっては当該会社の実質的支配者を証する書面を添付することを要件としており、当該書面を閲覧することについて法律上の利害関係を有する者においては、利害関係を有する部分を登記簿の附属書類として閲覧することが可能です。
22	小規模の法人では、本店所在地に書類を送っても届かない（登記簿上の本店に実体がない）ことがまあり、訴訟などの手続をする際に代表者の住所は送達先として非常に重要。安易な秘匿はすべきではない。	今回の改正案では、第31条の3第4項第2号において、代表取締役等住所非表示措置を講じた会社本店の実在性が認められない場合、当該措置を解除する旨の規定を設けております。
23	法人の代表者等の本人確認等が困難になることからFATF勧告の関係から影響があると考えられる。このためこの改正は財務省など関係各所の了解を取っているものなのか。またとっているものであれば財務省等他省庁の見解をお示しいただきたい。	今回の改正案は、商業登記制度を所管する法務省において検討し、作成したものです。
24	本制度は代表者非表示申出は利用者が選択することができる制度であるが、取引社会において選択した場合に極めて影響が多い事から、予想される選択デメリット、例えば金融機関での口座開設局面や不動産その他重要な財産の取引局面での本人確認等に伴う不利益などを選択者本人に十分に周知すべき態勢を整えるほか、対象となる取引関係者の団体にも周知徹底すべきである。	御指摘の点については法務省ホームページ等において周知してまいります。
25	代表取締役等住所非表示措置申出は規則案にある一定の登記申請と同時にされる場合にのみ認められ、既に登記がされている役員等が申出のみ行いたくてもそれはできないという理解でよろしいか。	御認識のとおりです。
26	第31条の3第1項第1号イ及び同ハ規定は法人の実在性に関する書面や実質的支配者のエビデンスを提出させる事で代表者非表示の会社の存在等の必要な情報を登記所が把握し、場合によっては登記附属書類閲覧申請において必要な場合に利害関係人が取得できるようにするためのものだという理解でよろしいか。	御認識のとおりです。

27	本改正では法により登記申請代理業務ができる司法書士や弁護士（それぞれの法人を含む）の確認についてオンライン申請による場合には電子署名等で確認ができるが書面申請で行った場合に別途資格を証する書面の提供は規定されていないがどのように確認をするのか。確認の方法など通達等で明らかにしていく予定があるのか。	従前と同様に、登記申請書及びこれに添付された代理権限を証する書面において確認することを想定しております。
28	第31条の3第1項第1号イの「資格者代理人が当該株式会社の本店がその所在地において実在することを確認した結果を記載した書面」については具体的にどのような書面を想定しているか。また詳しい内容等については通達等で明らかにされる予定はあるのか。	資格者代理人において本店を確認した旨を記載した書類等が考えられますが、詳細については通達において明らかにすることを予定しております。
29	第31条の3第1項第2号は既に非表示措置がされている株式会社が行う場合となっているが、この場合は資格者代理人の関与によって添付書類の差異はないという理解でよろしいか。	御認識のとおりです。
30	書面不備などで申出が適当と認められない時であっても登記申請自体に問題がなければ特段登記を取下げしない限りは完了する理解でよろしいか。またこの場合に登記申請を取下る場合、この取下げは申請意思の撤回として扱われ取下げには別途授權が必要だと言う認識でよろしいか。	前段について、代表取締役等住所非表示措置の申出に不備があった場合は別途補正の機会を付与することを想定しております。後段については御認識のとおりであり、従来の取扱いから変更はありません。
31	代表取締役等住所非表示措置を講じた株式会社から当該措置を希望しない旨の申出が行われる場合、代理人で行う場合に登録印が押印されている代理人の権限を証する書面が要求されるほか特段書面が必要にはならないが、申出会社の代表者以外の者で非表示措置がされている者がいる場合に非表示措置終了について当該役員の同意を証する書面の提供無く行う事ができるのは本改正の趣旨がプライバシーの保護を目的としているのであれば手続き的な保障としては足りないと思うがいかがか。	今回の改正案において、代表取締役等住所非表示措置の申出主体は飽くまで当該会社としていることから、原案どおりとさせていただきます。
32	代表取締役等住所非表示措置を講じた株式会社の本店がその所在地において実在すると認められないときが終了事由に挙げられているが、この実在性については登記官に対し実在性が疑わしい場合に利害関係人がその旨の申告をすることは可能と考えるがいかがか。また可能な場合には具体的な手続きにつき制定すべきと考えるがいかがか。	第三者からの情報提供を契機として登記官が代表取締役等住所非表示措置を終了することも想定されますが、詳細については通達において明らかにすることを予定しております。
33	本制度は詐欺業者等に悪用される可能性があるため株式会社の本店がその所在地において実在すると認められないとき以外にも法令違反により処分を受けた株式会社などに対して処分後に非表示措置が取り消される方策を設けるべきである。	今後の参考とさせていただきます。
34	代表取締役等住所非表示措置申出又は終了申出を行う資格者代理人も本項の規定による登記官の処置に対して依頼者を代理して又は依頼者と共に対応する事は可能か。	代表取締役等住所非表示措置の申出については、登記の申請が資格者代理人によってされているときは、申出も併せて受任されていれば可能であり、終了の申出は、改正案第31条の3第5項に規定されているとおり、資格者代理人が申出を受任されていれば可能です。
35	省令の改正後も、取引の開始にあたり、取引の相手方等から、代表者の本人確認資料として、「代表者の住所が記載された登記事項証明書」を求められることは多いと推測される。したがって、非表示措置をとった株式会社の請求がある場合（交付請求書に登記所届出印の押印がある場合に限る。）には、「代表者の住所が記載された登記事項証明書」の交付が可能であるようにすべきである。また、登記所届出印が押印された委任状がある場合に、当該委任状を持参した受任者からの請求があるときにおいても、同様に「代表者の住所が記載された登記事項証明書」の交付が可能であるようにすべきである。	今回の改正案は、登記事項証明書等に行政区画以外の代表取締役等の住所が記載されないことで、当該会社の取引に支障のない場合に申し出ることを想定しているものです。見直しについては、いただいた御意見を踏まえ、施行状況も勘案しながら、引き続き検討してまいります。

36	<p>おそらく「登記事項証明書」には、「閉鎖事項証明書」や「コンピュータ化前の閉鎖登記簿謄本」も含まれる趣旨であると思われるが、今般の省令改正の趣旨からすれば、非表示措置は、現在の住所を非表示にすれば足りるのであって、過去の住所移転の履歴までも非表示にする合理的理由はないと考える。</p> <p>既に退任をした者についても住所を秘匿したい要請があり得るが、今般の改正の対象外であるという理解でよいか？</p> <p>なお、DV被害者の住所に関して、「商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和4年法務省令第35号）に際して行われたパブリックコメントの結果（令和4年8月18日付け「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について」番号14）においては、退任した者についても非表示の申出を認める旨が示されている。</p>	<p>今回の改正による代表取締役等住所非表示措置については、申出と併せての登記の申請によって記録される住所に限って講じられるものであり、御指摘の閉鎖事項証明書や閉鎖登記簿謄本に記載された住所を含め過去の住所については対象外です。</p>
37	<p>第4項の規定により非表示措置を終了させる際には、第6項の規定により、「代表取締役等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める」ことが想定されており、これらの手続を迅速に進めるためには、郵便による連絡のみならず、携帯番号等の連絡先に直接連絡するのが合理的である。これらの連絡を試みることもよっても連絡がとれない場合には、速やかに非表示措置を終了させるべきである。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
38	<p>非表示措置の終了事由である「実在すると認められないとき」について、その判断基準等を通達等により明らかにすべきである。</p> <p>いったん非表示措置がとられると、登記官は、これを終了させることに慎重になり過ぎるものと思われる。また、同様の事案において、登記官によって、判断が分かれることも想定される。「実在すると認められないとき」の判断基準が明確であるのが望ましいことは言うまでもない。</p> <p>したがって、非表示措置の終了事由である「実在すると認められないとき」の考慮要素について可能な限り例示列挙することによって、申出をする株式会社の予測可能性を高め、また登記官の画一的な判断基準とすることができるようにすべきである。</p>	<p>御指摘の点については、通達において明らかにすることを予定しております。</p>
39	<p>株式会社の債権者等から、株式会社が本店所在場所に実在しないとして、当該本店所在地を管轄する登記所に非表示措置を終了させるべきである旨の申出がされたときは、登記官は、迅速に第6項の調査を実施し、第4項第2号の終了の措置をとるべきである。</p> <p>非表示措置を終了させる端緒としては、株式会社の債権者等が民事訴訟を提起する前提として当該株式会社の本店を調査したところ、当該本店に実在しないとして、当該本店所在地を管轄する登記所に非表示措置を終了させるべきである旨の申出をすることが多いものと思われる。この場合に、登記官は、迅速に現地調査を行った上で、第6項の「株式会社の代表取締役等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める」べきであり、この省令改正の趣旨からすれば、終了の措置をとることに躊躇すべきではないと考える。</p>	<p>消費者被害対策が十分図られるような運用に努めてまいります。</p>

40	<p>非表示措置をとろうとする場合には、登記官は、同じ行政区画内に同姓同名の別人の有無を登記所は調査するようにすべきである。また、非表示措置をとった後に、同姓同名の別人から申出があったときは、別人であることが判ずるような措置をとるべきである。</p> <p>同じ行政区画内に同姓同名の別人が存在し得ることは、容易に想定されるところであり、特に悪質商法を行っている株式会社の代表者と同姓同名の者からすれば、自らとは別人であることの証明が容易ではないことから、然るべき措置を講ずべきである。</p>	<p>会社に同一氏名及び同一行政区画の代表取締役等住所非表示措置が講じられた者が複数ある場合には、会社に同一氏名の取締役が複数ある場合に生年月日を記載した登記の申請を受理し、氏名に括弧書きで記録する運用に準じた取扱いが可能と考えています。また、同一氏名の代表取締役の問題は、氏名のみで登記される取締役及び監査役についても同様ですが、これらの者は、その実在性を担保するため、設立の登記や就任による変更の登記の申請書に本人確認証明書の添付を要するとされています。</p>
41	<p>非表示措置を終了する場合には、本店についても、株式会社が当該本店の所在場所に実在しないことを明らかにするために、抹消の符号を記載する等をすべきである。</p> <p>登記記録上、本店の表示がされ続ける限り、当該所在場所に株式会社が実在する外観があり、債権者等からのアクションが継続してされることになる。しかし、これは、債権者等にとっても、当該場所を後継して賃借する会社等にとっても甚だ迷惑な話である。</p> <p>したがって、本店の記載に抹消の符号を記載する等により、実在しないことを明らかにする措置を講ずべきである。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
42	<p>「行政区画」までを表示することとしているのは、「アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針」（2022年11月デジタル臨時行政調査会事務局）中の「基本的な考え方」における「地番ではなく、市区町村までの住所情報を公表すること」との記載を踏まえたものとも考えられるが、今回の住所非表示措置において「行政区画」までを表示することとする実質的な理由は何か。</p> <p>「行政区画」までの表示がどのような機能を果たすのか明らかでなく、あえて「行政区画」までを表示する必要性は低いと考える。</p>	<p>行政区画を表示することにより、会社の事務所がないときの会社の普通籍が明らかになるとともに、代表取締役等の特定に資するものと考えております。</p>
43	<p>上場会社であった会社が非上場会社となった場合に、住所非表示措置を終了させることとしている理由は何か。</p> <p>プライバシー保護という趣旨を踏まえれば、非上場となったことをもって住所非表示措置を終了させる必要はなく、引き続き措置の対象とすべきである。</p>	<p>上場会社でなくなった場合、金融商品取引所を通じた会社情報の公開が担保されないことから、終了の要件としています。なお、上場会社であっても、改正案第31条の3第2項第1号に掲げる書面を添付して代表取締役等住所非表示措置の申出をすることは可能です。また、例えば上場廃止前に同号に掲げる書面を添付した上で代表取締役等住所非表示措置の申出がされた場合、当該措置を継続する運用なども考えており、この点については通達で明らかにすることを予定しております。</p>
44	<p>本件改正は、個人が起業する場合に代表者の自宅等が開示されることに対するプライバシー保護の要請に応えたものと思料するが、もしそうであれば、本件措置を希望する代表取締役等に対して定期的に本人確認資料を提示させて最新の住所を把握できるようにすべきである。</p> <p>真っ当に営業している会社であれば、本件措置のような特例を利用するのであればその程度の負担を甘受することは当然といえ、過度の負担を課すことにはならない。また、登記の公示機能という側面からみても、法人の代表者の最新の住所を法務局が把握するという状況はむしろ望ましいといえる。</p> <p>よって、仮に本件措置を講じる場合には、非表示措置自体を「更新制」とし、定期的に（私見としては非表示措置の開始又は更新の日から1年以内）本人確認資料の提示を義務付け、提示しなかった代表取締役等の非表示措置は自動的に解除されるようにすれば、プライバシー保護を求める代表取締役等と消費者被害救済を求める消費者や弁護士らとのバランスを図ることができるものとする。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

45	施行日以降に申請された登記については、個別の申し出を必要とせずに、一律に住所を非表示にしたほうが効率的だと思われます。	代表取締役等住所非表示措置を講じることにより、取引等に支障が生じることも考えられ、当該措置を講じるか否かについては会社自身によって判断することが相当であるため、原案どおりとさせていただきます。
----	-------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------